

名古屋市告示第176号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2第 1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

令和 8年 4月 8日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
徳川の杜グループ 公益財団法人名古屋市みどりの協会
理事長 千田 博之
名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1番 166号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収に関する事務に係る歳入
名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）第 3条に規定する観
覧料（徳川園の黒門口・大曾根口において収納するものに限る。）
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8年 2月 1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8年 2月 1日

名古屋市教育委員会事務局蓬左文庫